

「(仮称) 広域リサイクルセンター基本計画 (素案)」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました—

- 1 募集期間 平成21年2月2日(月)～平成21年2月20日(金)
- 2 意見の件数 20件
- 3 意見提出者 3名
- 4 内容別の意見数

項 目	件 数
■第1章 計画策定に係る基本的事項に関する意見	5件
□第1節 計画策定の趣旨に関する意見	3件
□第2節 基本方針に関する意見	2件
■第2章 計画条件に関する意見	3件
□第2節 処理対象物の搬出入条件に関する意見	2件
□第4節 計画処理量に関する意見	1件
■第3章 施設基本計画に関する意見	5件
□第2節 環境保全計画に関する意見	1件
□第3節 処理機能に関する意見	2件
□第6節 管理運営計画に関する意見	2件
■一般廃棄物処理全般に関する意見	6件
■パブリックコメントの実施方法に関する意見	1件

寒川町町民環境部環境課
広域リサイクルセンター整備担当
電話 0467-74-5619

(意見及び町の考え方)

■第1章 計画策定に係る基本的事項に関する意見

□第1節 計画策定の趣旨に関する意見

(意見1)

広域化は必ず住民負担を増やします。

- ・広域で処理して効率が悪くなった例は、過去にあまりありません。
- ・住民負担が減るか増えるかの説明は何一つ書かれていません。
- ・「広域化」で大きな市町村の言いなりになってしまう危険性がある。

(意見2)

費用の増減についての検討がない。この施策によりゴミ処理費がどの様に推移する見込みなのか検討されていない。費用が大幅に増えるのであれば、老朽化した施設を応急補修して対応する事も選択肢の一つである。

(意見3)

茅ヶ崎市との費用分担についての考え方が明示されていない。処理量や分別の仕方を考慮した費用負担を十分検討すべきである。

(町の考え方)

平成17年度に始まった資源循環型社会形成推進交付金制度は、ごみ処理を広域化することによって交付金が確保されるものであり、この制度を活用した施設整備を行うことで住民負担の軽減を図るものです。また、広域圏内の施設規模を合理的に設定することが可能となったため、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画では、処理量のピーク時に広域圏内の処理施設が相互協力することで1施設当たりの施設規模を小さくするなど、広域化のメリットを生かした計画となっています。

本計画は湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づいた計画であり、本町と茅ヶ崎市がそれぞれ単独に施設を整備・維持するよりも効率が良いものと考えます。

また、本町と茅ヶ崎市では施設の整備や維持管理を事務委託方式により行っていくこととしており、処理量割合や人口割合等による公平性が確保された費用負担について協議していくこととしています。

□第2節 基本方針に関する意見

(意見4)

なぜ寒川町にリサイクルセンターが必要なのか、説明が不十分です。

・「茅ヶ崎市が（ペットボトルを）民間業者に委託しているから寒川町にリサイクルセンターが必要になる」と読める。寒川町のリサイクルセンターでは民間業者に委託しないのでしょうか。

・「（茅ヶ崎市で）分別収集する予定のプラスチック製容器包装類についても対応が求められているため、早期に施設整備が必要となっています。」とあるが、このようなリサイクルが本当の環境保護になるのか説明が必要です。

(町の考え方)

ご指摘のありました部分につきましては、本町と茅ヶ崎市それぞれの処理施設の現状について記載しているものです。

本町と茅ヶ崎市では、資源物の処理施設が共に老朽化していることに加え、ペットボトルやプラスチック製容器包装類を民間事業者の用意する簡易な設備で処理を行っている状況であり、長期的に資源物を適正処理するための施設を必要としているものです。

施設の整備にあたりましては、湘南東ブロックとして広域化するメリットを生かした施設配置を検討し、本町と藤沢市の2カ所に整備することを決定したものです。また、管理・運営につきましては、施設運営に十分な能力を有する民間企業に委託していくことを基本に検討してまいります。

プラスチック製容器包装類につきましては、「容器包装リサイクル法」に基づき分別収集・再資源化が求められているもので、茅ヶ崎市においても法に基づく再資源化を図るとともに、ごみの焼却量を削減し、最終処分場の延命化にもつながることから、早期の施設整備が必要とされているものです。

(意見5)

啓発施設は不要。(他都市の)施設を見学したが、ホテルを思わせる外観で、リサイクル家具の展示場、レクリエーションとしか思えない古布利用や紙漉き教室等の反面、分別施設は高温、悪臭の環境で高齢労働者が異物を除去していた。この種の施設に金をかける愚は止めて欲しい。

(町の考え方)

啓発施設につきましては(仮称)広域リサイクルセンター基本計画策定委員会や町議会からも大規模な整備を行う必要はない、というご意見を受けており、本施設では合理的、効率的な啓発施設とすることとしています。このため、ご意見の趣旨に基づきまして、以下の部分について修正いたします。

(修正前) 計画書P2、概要版P1

1 リサイクルセンター整備の必要性

(9~10行目)

さらに両市町とも、住民への啓発施設等については未整備の状況であり、合わせて整備する必要があります。

(修正後) 計画書P2、概要版P1

1 リサイクルセンター整備の必要性

(9~10行目) 削除

資源化施設の労働環境につきましては、設備の構造や作業方法を危険性や有害性のない構造、工程とすること等で作業員の安全衛生を確保した整備を行うとともに、住民に対しては、悪臭の原因とならない資源物の出し方等、啓発施設や広報紙等を活用して周知徹底を図ってまいります。

■第2章 計画条件に関する意見

□第2節 処理対象物の搬出入条件に関する意見

(意見6)

処理対象物のプラスチック容器収集袋は、茅ヶ崎市は指定袋でない。寒川町も指定袋にこだわる必要がなくなるのではありませんか。

(町の考え方)

本町と茅ヶ崎市の指定収集袋の採用に関する取り組みは、それぞれの各施策に基づいて実施されているものです。

本町では廃棄物減量化等推進協議会による審議・答申に基づいて指定収集袋を採用しているものであり、今後につきましても指定収集袋による回収を行ってまいります。

(意見7)

交通安全に配慮を。相当数の車両が町内を通過する事になるので、交通安全には十分配慮し、効率優先でなく安全優先でルートを設定して欲しい。尚、搬出車両が日延台数1～2台という記載は理解できない。

(町の考え方)

ご指摘いただきました、新たに増加する茅ヶ崎市の搬入車両につきましては、今後の協議により適切なルートを設定するとともに、道路条件や周辺環境への影響についても配慮してまいります。

また、搬出車両は、選別・圧縮梱包し、減容化した資源物を搬出する車両を指しています。ご指摘のありました日延台数につきましては、本町と茅ヶ崎市の搬入量から必要な処理規模を設定し算出したものです。

□第4節 計画処理量に関する意見

(意見8)

品目ごとに湘南東ブロックの処理量がピークとなる年度はいつ頃と考えているのでしょうか。

(町の考え方)

リサイクルセンターの計画処理量につきましては、各品目別に湘南東ブロック全体の処理量がピークとなる年度の処理量をベースに算出しています。

湘南東ブロックの品目別の処理量ピーク年度は、びん類：平成24年度、廃食用油：平成27年度、紙類：平成29年度、かん類及びプラスチック製容器包装：平成32年度、布類・ペットボトル：平成34年度と推計されています。

■第3章 施設基本計画に関する意見

□第2節 環境保全計画に関する意見

(意見9)

環境保全計画では、周囲から見えにくいように、大きくなる木々で植樹をしがちです。隠すのではなく、東名高速道のアクリル板の景色が見える防音壁にしてみてもいかがでしょうか。

(町の考え方)

リサイクルセンターの建設予定地は、周辺を水田や目久尻川に囲まれ、多くの野鳥が見られる豊かな自然環境にあります。そのため、外構にはなるべく人工の工作物は使用せず、周辺環境との調和を考慮した施設として整備してまいります。

□第3節 処理機能に関する意見

(意見10)

生ゴミの堆肥化については以下の理由から外すべきです。

- ・一般生ゴミには不純物が入っているので使わない農家が多い。需要がなければ単なるゴミを作ることになる。
- ・堆肥化してもCO₂の削減にはならないだけでなく、生産に要する電力分（石油）だけ増える。
- ・リンの回収にはなるが、それが主目的だとは言えない。
- ・おいしい野菜が出来るかもしれませんが、これはどうみても“環境保護活動”には当たらない。

(町の考え方)

ご意見にありました「生ごみの堆肥作り」につきましては、啓発施設のリサイクル体験機能として先進施設の事例を記載したものであり、本施設で生ごみの堆肥化施設を整備する予定はありません。

具体的な啓発事業につきましては、学習機能や交流・活動拠点機能を有した施設整備を行い、住民団体やNPO法人等による管理・運営体制を図ることにより有効な事業の実施を検討してまいります。

(意見11)

壁面・屋上緑化により断熱・保温効果を得ると書かれていますが、以下の理由により削除してください。

- ・断熱するのであれば、屋上に断熱材を少し余計に敷いたほうがはるかに費用が少なく効果を期待できます。
- ・緑化によって培土の温度が下がるのは、空気より温度の低い「枝葉」が日射を遮るからです。屋上緑化をしなくても毛布一枚敷いて水をかけておけば同じ効果がでる。
- ・木材の量を増やせば炭素がセルロースとして蓄積されるので地球温暖化防止に役に立ちますが、屋上では木は大きく出来ません。
- ・雨水だけで維持できている屋上緑化はごくわずかです。金を掛ければ維持できますが、異常渇水時には枯れて一からやり直しになります。
- ・「いろいろな目的があるから重要だ」と言われることがありますが、目的の多いものは責任の所在がうやむやになりやすいので、よくないことが多いのです。

(町の考え方)

ご意見にありました「屋上・壁面緑化」につきましては、「その他環境に配慮した施設」の先進施設の事例として記載しているものです。

本計画は、資源回収機能の一つとして、雨水再利用や太陽光発電を取り入れる計画としています。屋上・壁面緑化につきましては、ご指摘のありました部分を含め、その有効性や対費用効果についても研究してまいります。

□第6節 管理運営計画に関する意見

(意見12)

管理・運営体制については、できるだけ税金を少なくでき、常に運営がきちんとできることです。

(意見13)

啓発施設内の運営に関しては、NPO等の民間にまかせるようにしていけるとよいと思います。

(町の考え方)

ご意見にありますとおり、本計画は最小の経費で最大の効果があげられるような施設の管理体制の構築を目指しています。具体的には、資源化施設につきましては、運転管理業務の委託に加え、物品の調達や点検・補修を含めた業務すべてについて長期間にわたり委託する「長期包括的業務委託方式」の導入も検討してまいります。

また、啓発施設につきましては、NPOや住民団体、民間企業も視野にいれ、そのノウハウを啓発事業に有効に活用できる運営体制を目指してまいります。

■一般廃棄物処理全般に関する意見

(意見14)

常に税金はどのくらい必要になるかを考えて欲しい。(1人当たり分として)

(町の考え方)

本計画の上位計画である湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画では、一般廃棄物処理事業の能率的な運営を図るための指針として環境省が定めた「一般廃棄物会計基準」を将来的に導入し、様々な角度からごみ処理事業に係るコストの分析・検討・評価を行うことで経費の縮減、施策の改善につなげていくこととしています。本町としてもこうした施策を活用するとともに、施設の管理・運営等につきましても効率的な運用を図ってまいります。

(意見15)

ペットボトルのリサイクルはまったく環境保護に寄与していません。

- ・ プラの原料は石油です。日本全体で石油消費を減らした社会こそ循環型社会です。
- ・ 回収されたペットボトルは70%以上が海外に輸出されています。
- ・ ペットボトルの回収は町ではなく自治会単位で収集し、業者に売るべきです。町が集めて回収業者に売るなら、町が集めてリサイクルセンターに持ち込む必要はありません。

(町の考え方)

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を確保を図ることを目的としています。ご意見にありますとおり、環境保護のためには石油製品で作られたペットボトルの使用量を抑制することが最良の施策であると考えますが、その使用量は年々増加する傾向にあります。本町には一般廃棄物として排出されたペットボトルを処理する責務があり、法に従って分別収集することは、資源を有効活用する上でも重要な施策であると考えます。また、回収したペットボトルを再生事業者に引き渡すためには分別基準に適合させることが必要となります。本施設は、ペットボトルをはじめとした資源物を適正に選別、圧縮・梱包処理し分別基準に適合させるための中間処理施設として整備するものです。

(意見16)

色つきガラス瓶は回収しても資源にはなっていません。回収率が100%であることと資源化率が100%とはまるで違うのです。

(町の考え方)

ガラスびんリサイクル促進協議会による平成15年度データによりますと、「その他の色びん」として回収された中には、輸入びん等の影響でその需要が十分でない等、ご指摘のありました様な状況も見受けられるようですが、反面で、びん全体として回収された量に対する再資源化量の比率は約93%と高い水準で再資源化されている状況にあり、回収量のうち市町村が回収した比率が約70%を占めていること、「その他の色びん」は道路や土木材等への利用拡大が図られていることから、びん類を分別収集することは今後も重要な資源化施策であると考えます。

(意見17)

プラスチック容器包装の回収を止めると町の経費が4千万円/年ほど節約できます。

- ・ プラゴミを茅ヶ崎市の焼却炉で燃やせばゴミ発電もできるのです。
- ・ プラスチック容器包装を分別回収し、ガソリン車で遠くに運んでアンモニアに変えようとするれば、トータルで（日本全体で）CO2排出を増やしています。
- ・ プラは燃やしても灰は出ませんので埋立地の延命化が図られるだけでなく、寒川町だけでも経費が年間4千万円浮きます。今の焼却炉から有害物質は出ないようになっています。
- ・ 全国でプラスチックの分別リサイクルをやっている市町村は50%にも満たないのです。

(意見18)

包装用プラの分別はこの際中止する事も検討してはどうか。茅ヶ崎市では寒川町に合せて分別を回収するとの事だが、寒川町ではプラゴミを分別してからゴミ処理費が増えていると聞く。プラゴミ分別をしないとすれば施設の稼働は半分も満たなくなる。この際逆にプラゴミの分別を止める事は考えられないか。

(町の考え方)

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築するために制定された法律であり、法に従ったペットボトルやプラスチック製容器包装類の分別収集を実施しています。また、プラスチック類は焼却により熱分解・油化されるものや、有害物質を発生し残渣が残ってしまうものなど様々な素材があることや、生ごみなどの焼却に比べて高温で燃焼することが特徴で、有害物質を処理する薬剤使用量の増加を招き、高温により損傷した炉の定期的な補修など膨大な維持管理費が必要となります。このためプラスチック製容器包装類を分別収集することはこれらの経費削減にも有効であると考えます。

(意見19)

寒川町が分別収集を初めて以降、ゴミの総量が大きく減ったことはありません。ゴミは減らすのが「最終目標」で、リサイクルしたらゴミが減らなくなったのでは本末転倒になります。

(町の考え方)

ご意見のとおりごみは最終的に減らしていくことが重要と考えますが、ごみの排出量は人口の増加や生活様式に大きく影響を受けるものです。このため、本町ではごみの排出量を抑えるための施策を実施するとともに、分別収集を実施することで焼却処理や埋立て処理されるごみを減らし、再資源化していくことも重要な施策であると考えております。

■パブリックコメントの実施方法に関する意見

(意見20)

パブリックコメントにかける期間が短い。ゴミ処理問題は住民全体に係わる問題であるので、十分時間をかけるべきである。

(町の考え方)

本計画は、本町と茅ヶ崎市で協議や調整を行うとともに、それぞれの政策決定や議会への報告等も必要なことから策定までに時間を要してしまいました。結果として住民の方々からご意見をいただくパブリックコメントの期間が短くなってしまったことにつきましてお詫び申し上げます。

ご指摘のとおり、ごみ処理に関する施策は住民に直結するものであると考えております。

今後におきましては、住民の方々への情報提供や周知には十分な期間をかけるよう配慮してまいりたいと考えております。